

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成18年12月11日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

12月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第68号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（山崎委員、村上委員、渡辺委員、安藤委員）	
議案第69号、議案第83号の審査	19
質疑（山崎委員、村上委員）	
議案第71号の審査	20
質疑（山崎委員、村上委員、渡辺委員、安藤委員）	
議案第79号の審査	31
質疑（山崎委員、村上委員、安藤委員）	
議案第80号の審査	34
採決	34
閉会の宣告	35

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年12月11日(月) 午前10時1分 開会
午後 2時7分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	上村高義	副委員長	安藤 薫	委員	山崎雅数
委員	三好義治	委員	村上英明	委員	渡辺慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長	佐藤芳雄
同部参事兼健康推進課長	福永富美子	同部参事兼高齢者障害者福祉課長	登阪 弘
健康推進課参事	阪口 昇	高齢者障害者福祉課参事	小矢田博子
こども育成課長	稲村幸子	国保年金課長	野村真二
同課参事兼地域包括支援センター長	川口敦子	介護保険課長	山田雅也

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長	野杵雄三	同局次長代理	上 清隆
-------	------	--------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第68号	平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第69号	平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第83号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第71号	大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議の件
議案第79号	摂津市立障害児童センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第80号	摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○上村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しい中、民生常任委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された案件についてご審査を賜るわけですが、どうぞ、慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○上村委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第68号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、議案第68号、平成18年度摂津市一般会計補正予算第3号のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、8ページ

の款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の包括支援センター負担金は、介護予防支援業務に係る介護報酬が、当初予算で見込んでおりましたよりも増加が見込まれるため、増額をいたすものでございます。

つくし園利用者負担金は、障害児童センターの知的障害児通園施設の制度変更により、原則、定率1割の利用者負担が導入されたことによるものでございます。

款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

9ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金、児童環境づくり基盤整備補助金は、子ども支援セーフティネットの推進を図る取り組みとして、児童虐待防止のために、家庭児童相談室が、保護者への支援・治療プログラムを行う家族療法事業に対する補助が新たに行われることに伴うものでございます。

款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、本年度負担金の確定に伴うものでございます。また、障害児童センター措置費負担金は、知的障害児通園施設の制度変更に伴う減額分でございます。

10ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、精神障害者ホームヘルプサービス利用促進事業委託金で、平成19年1月より大阪府から委託を受けて実施するモデル事業に係るものでございます。なお、本事業は、現行のホームヘルプサービスでは認められていない精神障害者の障害特性に基づく生活リズムづくり、話し相手・相談などの見守り支援を、国に対して制度化が図られるよう働きかけを行うため、見守り支援をサービスと

して提供し、サンプル調査を実施するものでございます。

11ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、コミュニティ助成事業助成金は、財団法人自治総合センターが本年度募集した一般コミュニティ助成事業の助成を受けるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、13ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の水道事業会計繰出金は、水道料金減免の対象者の増によるものでございます。

15ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の精神障害者ホームヘルプサービス利用促進事業委託料は、先ほど歳入でご説明申し上げましたように、見守り支援のサービス提供、サンプル調査を社会福祉協議会に委託して実施するものでございます。また、後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、後期高齢者医療の広域連合準備委員会及び平成19年1月に設立予定の広域連合に係る経費の本市負担分でございます。

続いて、介護予防支援業務委託負担金は、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務の一部民間居宅介護支援事業者への委託につきまして、当初予算で見込んでおりました件数よりも増加が見込まれますことから、委託に係ります費用を負担金として計上いたすものでございます。

次に、国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定に伴うものでございます。

16ページの款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、家族療法事業実施に係る講師謝礼及び啓発

冊子の印刷製本費を見込んだものでございます。

また、過年度国庫府費返還金は、助産施設措置費負担金に係る昨年度の精算による国庫返還金でございます。

目4、母子福祉費は、母子家庭自立支援給付金事業補助金に係る昨年度の精算による国庫返還金でございます。

17ページ、項3、生活保護費、目2、扶助費は、昨年度の生活保護費国庫負担金の精算返還金でございます。

款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費は、財団法人自治総合センターの助成を受け、老人クラブなどの地域団体が高齢者の健康づくりや介護予防の推進のために、筋力アップや健康体操に取り組む際に使用する重錘バンドやソフトボール、指導用のワイヤレスアンプなどの購入を見込んだものでございます。

なお、5ページに戻りますが、債務負担行為の補正の中で、保健福祉部に係るものは、訪問入浴サービス委託事業で、平成19年度から平成21年度までで1,179万6,000円の限度額を設定するものでございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○上村委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 では、質問をさせていただきます。

まず、8ページの、包括支援センターの負担金、介護保険の報酬負担分ということだったんですけれども、切りのいい数字で、これはまとめて何か出されるというような形なんです、ちょっと中身の方を聞かせていただければと思います。

それと、児童環境づくり基盤整備の補助金、次のページですけれども、これの

中身についても詳しい話が聞ければと思っています。こういうちょっとまとまった数字というのはどうなのかなと思っていますので、お尋ねいたします。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 包括支援センターの負担金についてお答えいたします。

今回、補正予算として計上しております包括支援センターの負担金は、地域包括支援センターが行います事業のうち、介護予防支援業務、いわゆる要支援の方のケアプランの作成に係る、事業所としての介護報酬の歳入の増ということですが、これ、当初予算の編成時におきましては、まだ国の方から、単価、算出方法等の詳細が決定しておらず、概算として計上させていただいたものであります。

その後、実際に運営が始まりまして、実績を踏まえて精査いたしましたところ、今年度、新規の利用者分の報酬として年間約450件程度、それから、継続の利用者分ということで年間約2,200件程度、最終的に年度内に見込まれるということで、実績を踏まえて精査した額、これも概算ということですが、900万円ということで増額を計上させていただいております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 児童環境づくり基盤整備事業の取り組みに対しまして、補助金が新たに行われることに伴いまして、このたび、報償費と需用費を補正増額ということで上げさせていただいておりますが、この中身でございますけれども、児童虐待防止のために、家庭児童相談室の方で、保護者を対象といたしまして、家族療法事業ということに対して補助が行われるわけでございますが、今まで、平成16年度より、家庭児童相談室

におきまして、MY TREE ペアレンツ・プログラムという事業を進めております。

この事業に対しまして、そのプログラムを進めていきますファシリテーターですとか、あるいは子どもをサポートしていくコーディネーターですとか、そういうスタッフが必要なわけですが、今まではすべて職員で賄ってまいりましたけれども、このたび、年度途中ではございますが、厚生労働省の方より、はじめはつけられないと、先進的な取り組みに対して補助金はつけられないということで、むしろ、これからその先進的な取り組みを聞いた上で、初めて実施する自治体に対してつける補助金ということにはじめはなっておりますけれども、年度途中になりまして、先進的に進めてきているところに対しても補助金をつけるということになりまして、そのために、今回、歳入歳出ともに計上させていただいております。

今まで、すべて職員の方で賄ってまいりましたけれども、これから実施しますプログラムにつきまして、コーディネーターですとか、あるいはファシリテーターですとか、そこに入る講師謝礼、及び絶えず、ファシリテーターの方はプログラムをつくったところにスーパービジョンを求めることになっておりますので、そのスーパーバイザーに対する講師謝礼ということで、この52万円を計上させていただいております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 一応わかりました。

私ちょっと横文字に弱くて、MY TREE ペアレンツとかファシリテーターとか非常に難しいあれなんですけれども、子どもさんの支援に力を入れていただけるということで、事業展開をしっかりやっ

ていただきたいと思ひます。

この一般会計補正予算については、後期高齢者の医療広域連合の問題が非常にひっかかってはおるんですけれども、これは後ほど審査されますので、そこで詳しくやってみたいと思ひますので、私からは以上です。

○上村委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

私も先ほどの山崎委員と重なる部分があると思ひますけれども、8ページの、先ほど、包括支援センター負担金の件でご説明がございました。介護予防ということで、運営後の利用者の増加ですか、そういうことを見込まれてこのケアプランを作成、しっかりやっていくというお話もございました。

そのケアプランの作成の考え方を、ひとつお聞きしたいと思ひます。

それから、15ページの款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節19、負担金、補助及び交付金ということであるんですけれども、後期高齢者の広域連合市町村負担金の計上されておるわけなんですけれども、この算定の根拠をお聞きしたいというふうに思ひます。以上です。

○上村委員長 川口参事。

○川口介護保険課参事 ご質問のございましたケアプランの考え方ですけれども、あくまでも介護予防ということで、ご本人ができればことは極力そのまま継続してしていただくということで、実際にお伺いしてプランを立てる場合は、介護の方と大きく違う点については、やはりご本人さんがどのような生活をしたいかというあたりを利用者とともに考えまして、まずそういう生活の目標設定をさせていただいて、それについて、ご本人が

どのようなことをご自分でできて、できない部分はこのようなサービスで補いましょうというふうな話になりますので、基本的に介護の場合は、何ができなくて、そのできない部分を補うというふうなサポートの視点になりますが、そのあたりで、ケアプランについてはスタッフの方がお伺いした折に、あくまでも自分のできることは継続してやっていただくというような、不必要なサービス提供にならないというふうなことを考え方の基本としてプランの方の作成の方を行っております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、後期高齢者医療広域連合の市町村負担金についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、広域連合の準備委員会経費及び来年1月に設立を予定しております広域連合の経費でございます。現在、準備委員会の方が示しておられます18年度の歳入歳出予算案の概要を申し上げますと、歳入につきましては、全体で2億5,000万円、そのうちの市町村の分担金につきましては2億4,000万円、それから、国庫補助金が1,000万円となっております。

また、歳出につきましては、事務費、人件費、議会費、情報機器等の整備費、選挙管理委員会費、監査委員費、それから予備費という形になっております。

そして、これを市町村ごとに均等割5%、それから、高齢者人口割50%、人口割45%で負担が求められておまして、摂津市の場合は、その2億4,000万円のうちの2,247,053円の負担となっております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 このケアプランにつきましては、摂津市はないと思ひますけれども

も、先日のかなり新聞等でちょっとその方の能力以上のものをちょっと訓練があったというか、そういうプランがあったというのは新聞等でちらっと見たんですけれども。

そういうことで、摂津市におきましては、本人さんとよく話し合って、本人がどういうふうな形での介護を目的としておられるのか、そういうものにあわせた形のケアプランを作成されているということです。そういう形、安心させていただいたんですけれども、やっぱり健康寿命を伸ばすというんですか、そういう形で、今後しっかりとこのケアプラン、本人に本当にあったような形で作成をお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの、後期高齢者医療の件なんですけれども、これは、後ほどの案件もあるかと思しますので、その辺で、負担金の件、しっかり適正な運営でお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点なんですけれども、10ページのところで、款15、府支出金、項3、委託金、項2、民生費委託金ということで、節1、社会福祉費委託金ということで、精神障害者ホームヘルプサービスのサンプル調査をされるという形で、先ほどご説明がありました。これにつきまして、大阪府下でこのサンプル調査をする市町村等がわかれば、教えていただければというふうに思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 精神障害者ホームヘルプサービスの利用促進事業につきまして、大阪府の方からお聞きしておりますのは、一応、モデル市町村として、大阪府で7市町村、各ブロックから1、2市町村程度というふうに聞いておりますけれども、北摂ブロックでは、一応今聞いておりますのは、池田市、それから、

多分豊中市、それから摂津市も入れて3市になるのではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 この北摂の方から3市がサンプル調査されるというふうにお聞きしとるんですけれども、モデル事業ということで、話しがあったプログラム作成ということ先ほどちょっとちらっとお聞きしました。

どういう考えでこの利用促進されるか、この内容についてお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 ご存じのように、精神障害者につきましては、平成14年度から、新しくホームヘルプサービス等の居宅支援サービスが始まりました。また、これまでは、支援費制度の中にも含まれていなかったということで、ようやく、今度、自立支援法におきまして、他の身障や知的の障害とともに自立支援法の中に組み込まれることになったわけですが、かなりサービスの制度化がおくれたということや、その他もろもろの事情によりまして、やはり精神障害者のホームヘルプサービスが大阪府の計画から比べますと進捗がおくれているということで、ただ、精神障害者の方につきましては、先ほどありましたように、今のホームヘルプサービスの内容だけではやっぱり不十分ではないかと。精神障害者の方の特性に基づいたやはりサービスが求められているのではないかとということで、そういった問題意識から、大阪府の方で、今回、実際にそういった見守り支援のサービスを提供して、ある程度、利用者との関係をつくった上で、アンケート調査を行いまして、それをもとに国の方へ要望していく内容についてまとめて

いきたいということでございます。

アンケート内容の中身を見ますと、例えば、利用するときだれに相談しましたかとか、利用していたホームヘルプサービスの内容はどんなものでしたかとか、利用していたホームヘルプサービスの期間はどれくらいですか、それから、ホームヘルプサービスの満足度、ホームヘルプ利用に関して感じたこと、今後、ホームヘルプサービスについて希望すること等の内容になっております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 先ほど、ホームヘルプサービスということで平成14年からスタートされて、今年度から、障害者自立支援法というものの中で、今までなかった精神というものが入ってきました、ということとされるというふうに話があったんですけども、これ、来年度以降についても、この事業は継続をされる方向であるのかというのを、再度お聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 現時点では、大阪府の方から、単年度事業というふうに聞いておりますので、一応、来年度以降の予定はないというふうに聞いております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 わかりました。先ほど、満足度とか利用の内容ですね、そういうことのアンケートをとっていくというお話もございました。先ほど、とりあえず、今年度という話もあったんですけども、これ、方向性が出るというか、アンケートの結果によって今後の方向性が出るのかなというふうに思いますので、その辺で、また来年以降、このアンケートの内容によって、またしっかりと、市民にとってよりよい方向であるならば、また要望

等をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○上村委員長 ほかにありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 9ページですけれども、先ほど、児童環境づくり基盤整備補助金ということで一応説明いただいたんですけども、児童虐待の件、現在までに、その児童虐待、この摂津市にあるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいということと、それから、扶助費の中の、例の生活保護の返還金ですけれども、今現在で、生活保護者世帯、どのような形に、伸び率というか、どのような状況になっているのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 生活保護の現況でございますが、昨年度は、年間平均でございますが、保護の適用をさせていただきました世帯については年間平均650世帯、保護人数につきましては年間平均947名でございましたが、この11月末現在で、保護世帯数が710世帯に伸びてきております。ちなみに、この結果として、保護率でございますが12.1パーミルとなっております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 本市におけます虐待のケースについてでございますけれども、17年度の統計の資料といたしましては、17年度中に新規でございました虐待のケースが41件、それから、再受け付けのケースが12件、それから、継続しておりますケースが26件、合わせまして79件というふうになっております。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 生活保護の世帯数と、それから人数ですね、単純に聞いたんですけど

れども、この状況、今11月現在ということになると、今年度、平均からしたら相当な伸び率になるのではないかとこのように思うんでありますが、予想というのはあれなんですけれども、どういう状況になるか、コメントをいただきたいなと思います。予想で結構ですので。

それから、虐待の件数、とりあえず、こういう形の予算づけで、何とか、先ほどご説明あったような、それぞれの対応をされていると思うんですけれども、ただ、まだまだこれで見えないような、多分、虐待の家庭もひょっとしたらあるというふうに思うんです。どういう形でその虐待の実態を情報収集といいますか、どういう形でされているのか、そういうこともちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 いわゆる保護世帯の今後の伸びをどう見込むかということですが、ちょうど、今年の11月末の世帯数が666世帯でございまして、1年後のこの11月末の世帯数が710世帯ということで、丸々1年間で約6.6%ぐらいの伸びになっているというようなことですが、日々、保護の相談に来られるケースの状況を拝見しておりますと、この状況がいましばらく続いていくのではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 虐待に関しましての情報収集についてでございますけれども、確かに、ご指摘のとおり、どこで、隠れている虐待があるのか、また、そこについては、いろいろなところで心配のあるところであると思っております。

摂津市には、児童虐待防止連絡会、愛称、キャピセというのがございますけれども、そこで実務担当者会議ですとか、

事務局会議ですとか、いろいろな形でのネットワークづくりを行っております。

幅広く子どものいろいろな状況がわかるように、その会議の中でも、心配なケースにつきましては、お互いに連絡を合っでもおりますし、また、もちろん、健康推進課等での健診を通しましてですとか、あるいは健診にこられない家庭に対して、どうなっているのか訪問をするということもございますとか、あるいは、民生委員さんの方からご近所というふうなことが、心配があるとか、そういうような話ですとか、いろいろなところからの話を収集しながら、それぞれがアンテナを張りながら、学校、地域、また保育所、幼稚園、それぞれの機関というところが、さまざまな方にも訴えをしまして、いろいろ心配のある場合についてはご連絡いただくようにということでは進めてまいっております。

新しく虐待を受け付ける経路といいますか、相談といいますのも、最近でも特にふえておりまして、やはり新聞報道などで子どもの虐待の問題などがあると、近所で、子どもが泣いている、どうなっているんだろうかというようなご心配の電話、相談のお電話なども、家庭児童相談室ですとか、こども育成課、また、いろいろなところにかかってくるようになっています。

もちろん、1件1件当たらせていただいて、本当に心配のある場合と、あるいはそうではない場合とありますけれども、一つ一つ、ご相談に対しては、実際に行っでご本人を確かめさせていただいたりとか、あるいはどこかでつながりがないか確かめたりとか、そういうふうなことをしながら進めてきているような状況でございます。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 昨日、NHKで、ワーキングプアという何か特集がありまして、私もちょこちょこ見とったんですけども、非常に、働けど、働けど、生活はよくなる。また、いろいろな状況のもと母子家庭になって、一生懸命その母親が昼夜を問わずパートで働いて、子どもを一生懸命育てている姿をちょっと見たんですけども、本当に大変な時代やなというふうに思っております。

そういう面からして、生活保護は、今、ご答弁いただいたように、ある一定、伸びといいますか、このような現状が続くというようなのは、これはやむを得ない部分もたくさんあるとは思いますが、ただ、もう本当にそういう点で、財政にとっては非常に負担が強られるわけがございますので、しっかりとその窓口、私、再三、この窓口の強化ということで質問させていただいておりますけれども、本当に必要な方に関しては、やっぱりしっかりとこの制度を利用させていただくことは、これは当然だと思っておりますが、そういう点では、非常にいろいろ風評等を聞きますと、あいまいな方もおられるというふうに聞いております。その点はしっかりと窓口強化されていると思うんですけども、さらにきちっとそういう点の窓口強化、そして、その辺の精査をお願いしたいと思います。要望です。

それから、虐待の件ですけれども、本当に時代がけったいになってきたなというふうに思います。少子化社会の中で、子どもたちが本当に、昔から、子どもは宝物と言うてましたけれども、これからますます貴重な存在と言いますか、宝物度が大きくなるんですけれども、そういう点で、教育委員会、さまざまな機関と連携して、虐待防止に向けて、非常に難しい点はたくさんあると思うんですけれ

ども、さらなる協力をお願いしたいというふうに思います。

○上村委員長 ほかにありませんか。

安藤委員。

○安藤委員 8ページと15ページでご説明もありましたけれども、包括支援センターの負担金の件で、先ほどのご答弁でもありましたが、要支援のケアプラン、新規で450件と継続で2,200件というふうにご答弁されておられました。

この要支援のケアプランを立てるということで、非常に単純に12で割りますと、一月220件のケアプランを包括支援センターの方で立てるということになるというふうに思うんですけれども、以前の委員会などでも質問させていただく中で、包括支援センター、直営ではあるけれども、今後、ケアプランの作成について委託もということでお話されていたと思います。今回、増額に当たって、そして、現段階での要支援のケアプランの作成の件数の状況からして、今の状況ですか、今後の推移、委託の状況等、教えていただけたらと思います。

それから、つくし園の利用者負担99万5,000円と。これ、新たにつくし園の利用者負担というのが生まれてきたということですが、今回、独自の減免措置というのがとられて、提案されてはおりますが、今までの状況と、今回、新たな負担が発生してきた中で、利用者負担が生まれてくる方がいらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

当初予算で、同じ科目のところで障害児童センターの負担金が見当たらなかったもんですから、今回、99万5,000円ということになっておりますので、今まで、そういう負担金ではなくて、違う科目で入ってきたのかどうかというこ

とも含めて、ちょっと教えていただけたらなと思います。

あわせて、つくし園の利用者の方の実態といいますか利用状況ですね、どんな人数であったり、それから、今までも、措置制度の中でも、利用料が所得水準によって違ってたと思いますけれども、その辺の差についても教えていただけたらと思います。

それから、児童環境づくり基盤整備補助金にかかわってですが、先ほどからも質疑でありましたけれども、このMY TREE ペアレンツ・プログラムの実績ですね。今の状況を、ちょっとどんな状況になっているのか、教えていただけたらと思います。

それから、13ページの、水道の減免にかかわっての繰出金が、当初よりも9万3,000円と、見込みよりも多くなっているわけです。決算の審査の中でもご質問させていただいたわけですが、減免を受ける際にはいろいろな要件が必要になってくるかと思えますけれども、その増額になっている特徴ですね、どの分野の方々がふえているのかということがわかりましたら、ちょっとお教えをいただけたらと思います。

それから、15ページの、後期高齢者医療広域連合の負担金、224万8,000円とあります。後々、また、規約の審査もあるかと思えますけれども、この後期高齢者医療広域連合に対する市町村の今後の負担。今回は224万8,000円とありますけれども、今後の予測される財政負担はどんなものが予想されるのか。そして、その連合に対して、人員も派遣するというような話もありますので、そういったものも含めて、ちょっとお教えをいただけたらと思います。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 地域包括支援センターの今後の委託等に関する考え方と件数の見込みというご質問にお答えいたします。

先ほどご答弁しましたように、新規の方450件、継続で2,200件程度ということなんですが、これにつきまして、まず、新規の方というのは、もともと制度改正前に要支援だった方は、一たん、経過的要介護ということで、介護扱いになるんですけれども、更新の認定の際に、新たに要支援ということになった方から、順次、包括支援センターの方で予防のプランを立てるといような仕組みになっておまして、4月当初は30件ぐらいの方を包括で担当しておったということで、翌月、また数がふえていくということで、毎月毎月、担当するケースがふえていくといようなことになります。

ですので、例えば、4月、30件、5月は75件ということなんですが、そのうち30件の方は継続という扱いになってきますので、新規の方については、月々同じような数で、更新認定を受けられた方からふえていくんですが、継続の方は積み上がっていくと、累積されていくといような数字になっております。

今年度、年度末時点で、先ほど、歳入のところで言いましたように、新規の方が450件程度の見込みということなんですが、それをすべて直営でプランを立てると、今後も増加していくということでは、なかなか業務量的に厳しい状況になっていることは事実でございます。

そこで、地域包括支援センターの業務は、介護予防支援業務以外にも、地域支援事業ということで、高齢者の虐待の相談であるとか、権利擁護の問題とか、あるいはケアマネジャーの支援とか、さまざまな、予防プランの作成以外の業務も

ございまして、この辺が、当初見込んできたよりもかなりふえておるといような状況もございしますので、今回、歳出の方で上げさせていただいているように、一部、民間の居宅介護支援事業者への委託ということを進めておるところでございします。

これ、当初は、4月分のプランだけを、センター設置前ですから、4月分だけを民間の方に委託ということでしたんですが、先ほどからご説明してますように、今後、すべて直営ということではなく、一部を継続的に民間の居宅介護支援事業者に委託するという事で考えております。

この数的に言いますと、直営が3分の2、民間委託が3分の1、あるいは、最終的には半数程度ぐらいになってくるのかなという見込みを今立てておるところです。

ただ、この考え方として、市がこれまで直営で習得してきました、先ほど、川口参事の方からも答弁させていただいたような介護予防の視点というのと、それから、民間が、これまで、要介護の方にプランを立ててきたわけですから、そういう実績、ノウハウとか、その辺をうまく両方活用しながら、お互いに連携できるような形で利用者の方々の介護予防に取り組んでいきたいという考えで進めておりました、民間への委託と言いましても、あくまでプランの原案の部分をお願いするという事であって、最終的なチェックについては、直営の地域包括支援センターが責任を持って行くと、こういう体制で進めてまいりたいと考えております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 MY TREE

ペアレンツ・プログラムの実績でございしますけれども、平成16年度から始め

ておりまして、大体、これグループの人数が、適正な規模といたしまして10名程度ということでもともと募集をするものでございしますが、平成16年度は10人、平成17年度は9人、平成18年度は11人の方がプログラムに参加いただいております。

このプログラムは13回行いまして、その後、3か月後に一度集まって、どうい状況なのかを語り合う、また半年後に集まって語り合うというようなことになっておりますが、皆さん、参加された方、半年後まで、全部のプログラムに参加されているというふうには聞いております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、まず、つくし園の利用者負担についてでございますが、11月実績で22人の方が利用されておりました、延べ318日、平均いたしますと、お一人14.5日の利用となっております。

市独自の利用者負担の軽減策を設けておりました、定率負担分につきましては、やはり市の持ち出しとなる部分が11万4,060円、それから、食費分も市の独自の軽減措置を設けておりますので、その分が12万3,710円の、計23万7,770円となっております。

従前の措置制度との関係でございしますけれども、従前は大阪府の措置制度ということで、利用者の方は、利用者負担金をいわゆる大阪府の方へ直接納入されていたわけでございします。今度、利用契約制度になりまして、いわゆる事業者がその利用者負担については徴収するということになりまして、その事業者が、つくし園の場合は摂津市ということでございしますので、摂津市の方が徴収するという事で、今回、予算計上させていただ

ているものでございます。

これまでの負担との比較でございますが、摂津市の独自軽減策につきましては、定率負担分につきましては、基本的に、これまでの措置費の月額を負担の上限額というふうにしておりますので、実際に利用者の方が、これまでと比べまして、利用者負担がふえるのは、いわゆる食費分の、先ほど申し上げました、11月実績では12万3,710円となっております。当然、低所得世帯につきましては免除あるいは軽減をしておりますので、一概には言えませんが、22人の方がご利用いただいておりますので、平均しますと月額6,000円弱程度になるかなというふうに考えております。

続きまして、水道料金の減免の件でございますけれども、特に伸び率が多くなっているのはどのようなものかというご質問でございますけれども、以前は独居世帯等が比較的ふえておったわけでございますが、最近の傾向を見ますと、例えば、ひとり親世帯で、17年度の実績が、これはちょっと調定件数でございますので、実際の利用者数と若干差異があるかもわかりませんが、3,131件だったのが、18年度の上半期だけでも1,713件となっております。また、精神障害の方につきましても、17年度実績が713件だったのが、18年度上半期だけで405件というふうになっておりまして、最近では、やはりひとり親家庭や精神障害の方の伸びが非常に高いというふうに考えております。

それから、続きまして、後期高齢者医療広域連合の市町村負担金のことでございますが、先ほど、18年度の負担金につきましてご説明申し上げましたが、現在、広域連合準備委員会の方から、19

年度の歳入歳出予算案の概要が出されております。これによりまして、歳入歳出が全体としまして15億9,285万4,000円となっております、そのうちの市町村負担金が15億5,935万4,000円となっております。

先ほど申し上げました均等割、それから、高齢者人口割、それから人口割に基づきまして、摂津市の19年度の負担が、現時点では1,401万5,862円という予定になっております。

それから、今後のことにつきまして、先ほど申し上げました19年度の歳入歳出予算、約15億9,000万円の中で、情報機器等整備費ということで、当初の、いわゆるシステムの関係の金額が4億4,341万6,000円上がっております。これは当然、初期の投資だというふうに思いますので、それ以後は、この金額がなくなるかというふうに思いますので、若干負担も減ってくるかなというふうに考えておりますが、詳しいことにつきましては、ちょっとまだまだ未定の部分が多いということでございます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 要支援のケアプランについてですけれども、継続については、毎月、毎月の積み重ねで、累積の数字だというふうにご説明いただきましたが、新規として450件、毎月々の新規の合計がいわゆる450件ぐらいになるというふうに理解するわけですけれども、今後、居宅支援事業者の方に委託をしていくと、3分の1を民間委託、行く行くは半分ぐらいになっていくんだろうというようなお話だったと思います。

今は直営で、要支援の部分については、その前についてはすべて居宅支援事業者さん等がやっておられた分を、4月の改正から包括支援センターの方が要支援の

方々のケアプランを立てるということで直営でやっておられると。新たに、今後は、また要支援の部分については、少しずつ民間の事業者さんに戻していくというような形になってくるかと思うんですけども、この辺の、要支援ですから、やはり直営でやっている場合はこういった観点から、先ほどもご説明がありましたけれども、その方がどういった生活をしたいのかというような相談をされて、その人にあった、必要十分なサービスを提供していくという話し合いのもとでケアプランが立てられてきたものが、原案も立ててもらおうということになりますと、委託された業者さんが原案を立てるといえることですか。その委託事業者さんが訪問して相談をするということになりますね。その辺の話し合いの仕方であったり、それから、相手さんに対するこっち側の問いかけのやり方について、いろいろなところで、少しのぶれが計画になりますとさらに大きなぶれになっていって、要支援のケアプランが、非常に差が出てくることは心配されないんだろうかということをおもうんですけども。

それから、要支援のプログラムを立てる場合でも、例えば、その人その人によっては状況や性格、それから、生きてきた経験等の違いがありますから、ケアプランを立てる上でも、どのくらい手間がかかるかどうかというのも、その人その人でいろいろと差があるかと思いますが、どういった方を民間事業者さんをお願いするのか、どういった方を直営でやるのか、その辺の線引きというものははっきりされているのかどうか、ちょっとその辺を教えてくださいたらなと思うんです。

というのは、居宅事業者さんにとっても、非常にケアプランの報酬の問題、それから制限の問題もあるかと思っています。

非常に時間がかかるものだけこちらに押しつけられてきて、さっといけるようなものについては直でやられるとか。また、逆の立場があったり、その辺の連携ですね、そういったことについてはどのようにお考えになっておられるのか、その点教えていただけないかなと思います。

それから、つくし園の利用状況についてはわかりました。

それから、MY TREE ペアレンツ・プログラムについてですけども、今ご説明をいただいて、事業の中身についてもお話をいただいたんですが、先ほども、児童虐待のお話もありましたが、その虐待の状況などを受けておられる、虐待で悩んでおられるご家庭の方が、こういった支援プログラム等を受けられるんだと思うんですけども、その支援プログラムも、定員が10名というふうなお話がありました。この虐待の事案が発生してから、このプログラムを受けられるというのは、どのような形で受けられる経緯になっていくのか。ご本人さんから申し入れをされるのか、虐待の状況の中から指導をされている方々、相談を受けておられる方が、こういったプログラムがあるから受けなさいということを受けられるのか、その辺の状況を教えてくださいたらなと思います。

水道減免の状況についてはわかりました。

それから、後期高齢者につきましては、これ、法律の方で決まってきたものだと思いますが、ちょっと確認をしておきたいんですが、この後期高齢者の医療広域連合というものは、都道府県ごとに設置されるということですね。19年度予算案が示されているということで、こういった予算が私たちのわからないところで出て、どのような形で決まってい

くのかというのは非常に心配です。もちろん、議会がつくられて、執行機関もこれからどんどんどんどん進められていくかと思えますけれども、この予算が決まった後の、払わなければいけないというのは義務として、市として返ってくるということだと思えますけれども、この辺の市としての意見を申し上げるところとか、それから、例えば、ごみ行政であったり、介護保険の行政であれば、連合というのは、自治体独自で、お互いの自治体の中から広域連合をつくり上げて、その中でやっていくと。極端な話、脱退することも可能であるというふうに理解しているわけですが、この広域医療連合については、そういった自由というのは認められているのかどうか。それから、負担金について異議等、市として、市の独自性とか、市の意見とかいうのをきちんと言うて、その意見が保障される場面というのがあるのかどうかということも、あわせてちょっと教えていただきたいと思えます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 MY TREE
ペアレンツ・プログラムへの参加者への呼びかけの仕方ということでございますけれども、まずは、広くこのプログラムを知っていただくということで、広報ですとかチラシをつくりまして、いろいろな方に参加していただけますよということをお知らせさせていただきます。

そこに、その呼びかけにつきましても、虐待をしているあなたということではなくて、子育てに苦しさを感じている親のためのプログラムということで、例えば、子育てにつらさを感じている、子どもをたたいてしまう、このままでは自分がどうなってしまうのか不安を抱いている、そんな親のための回復支援プログラムで

すということで呼びかけをさせていただいています。

そのチラシをどこかで手にしてとか、あるいは広報を見てとか、自分が日ごろ感じていることとということで連絡をしてこられる方もいらっしゃるし、また、家庭児童相談室にずっと相談に来られている方がプログラムに参加されるという場合もございますし、そのほかに、保健師がかかわっている方の場合とかも、このチラシを持って、こういうプログラムがあって、あなたに合っているのではないかなというようなお話もさせていただきながら、プログラムへの参加を呼びかけるということもでございます。その方にとって、一番近いところがかかわっている者が、チラシを持って呼びかけることができるように、それも参加しやすいように呼びかけられるような配慮をしながら進めているというところでございます。

○上村委員長 川口参事。

○川口介護保険課参事 ご質問のありましたケアプランについてですが、先ほど答弁させていただいたように、話し合いということで、ご本人さんと話し合っ、目標を立ててプランをつくるという基本的な流れについては、予防のそういうマニュアルというようなものもつくりまして、差のないようにということには努めていきたいと思っております。

まず、一部委託ということですので、あくまでも担当ということと言いますと、居宅介護支援事業所ではなくて、担当はあくまでも地域包括支援センターで、原案の作成を一部委託ということになりますので、契約については、地域包括支援センターと要支援の方については契約を結ぶということですので、必ず一度は、契約については、あくまでも包括の職員の方が、委託をする場合であっても契約

には同行して、その場でご本人さんを見たり、あるいはサービス担当者会議ということで、要支援のプラン作成についてはサービス担当者会議を必ず開くことというふうな位置づけがございますので、今まで提供されているプランとかなり変更が必要な場合には、このサービス担当者会議の方にも、居宅の事業所のケアマネジャーだけではなくて、包括支援センターの職員の方も同行するような計画でおります。

あくまでもそういう一部ということの委託ですので、支援計画表ですね、契約をして、ご本人をこちらの方も見ますし、計画表の方の提出ですとか、それに基づくプランの方の利用表と申しまして、何回ヘルパーさんに来ていただくとか、そういうふうなものも、種類についても、一式こちらの方に提出というふうな位置づけで、そのあたりでむちゃなプランについてはチェック機能が働くんじゃないかというふうに思っております。

ご心配いただいているように、むしろ予防のプランについては、過大サービスというのはどうしてもサービスの上限額がありますので、むしろ過大サービスと言うよりも過少サービス、月額報酬でございますので、ご本人にとって必要なサービスなのに、むしろ提供されない、5回行っても、10回行っても値段が一緒というふうな場合がありますので、そういう場合には、むしろ過少サービスという可能性がございますので、そのあたりについての十分なチェックと、あと、要支援の方で言いますと、介護保険のサービス外の一般サービスの利用もあわせてプランに位置づけるという必要がございますので、そのあたり、各ケアマネ部会ですとかそういったところで、介護保険以外のサービスについての、そういう情報

の違いによって市民の方に不利益がないような形で、各部会を通して研修というふうなことも同時進行で考えております。

対応困難なケースが委託を受けられずに、簡単なケースだけ受けられてという傾向は、恐らく、この後、やっぱり否定できない部分があるのかなと、簡単なケースだけを事業者が持たれて、なかなか利用者さんの方が主張が強いとか、そういうような方はこちらの方に回ってくるんじゃないかというふうにも思いますが、ご指摘いただいたように、8件問題ということで、要支援のプランの作成の数に上限がありますので、事業者さんの方としても全部受けられないというふうな事実の中で、介護報酬に比べると支援の方の報酬が低いということもございますので、そういった余り表には出ないけれども、事業者さんの中でのそういった傾向については、むしろ、それはそれでこちらの方で担当させていただいたらいいのかなというふうには考えております。

数について言いますと、9月末で、プラン作成の方が、包括支援センター直営で266件、年度末には350件程度、委託の方が180件程度ということで、先ほど、課長の方から説明がありましたように、2対1ぐらいの割合で、今年度末の数としては考えております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 後期高齢者の医療制度についてでございますけれども、まず、ご指摘のように、後期高齢者医療広域連合につきましては、府下全市町村が加入するということになっておりますので、今ご指摘がありました、例えば、脱退というような自由があるのかということでございますが、法の主旨からすると、そういったことは想定していないんじゃないかなというふうに考えますが、

私の立場から言えば、これ以上のご答弁はできないかなというふうに思っております。

それと、先ほど申し上げました、19年度の歳入歳出予算につきましては、あくまで広域連合の準備委員会の方が、各市町村で19年度の予算要求をしていかなければならないということで、あくまでそういったことから、概算ということで予算を出しておられるものでございまして、まだまだ国の方からの細かい点におきまして詳細が出てない部分もございまして、現時点において考えられる範囲ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、市が広域連合等に対していろいろ意見を言う場所があるのかというご指摘かと思っておりますけれども、先日も準備委員会が主催いたしました、三島ブロック、吹田市と茨木市、高槻市、それから島本町と大阪府も入られまして、私どもと意見交換会を開催させていただきました。準備委員会あるいは大阪府の意向といたしましては、広域連合ができてからも、どういった形になるかは別としまして、そういったブロックレベルで意見交換会と言いますか、市町村の意見を聞いていきたいということもおっしゃっておりますので、市といたしましてはそういった立場、そういった場所を活用させていただきまして、市としてのいろいろなご意見を申し上げていきたいと思っております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 要支援のケアプランにつきましてはわかりました。

今、ご答弁もいただきましたように、必要なサービスがケアプランを立てられる方によって受けられない方が発生したりとか、それから、トータル的な情報が

提供されないということで、サービスに差が生まれたりすることがないように、ぜひ対応していただきたいと思うんです。

一部委託ということですから、先ほどもお話がありましたが、委託業者さんと一緒に訪問していただいて、あくまでも契約は包括支援センターということですから、包括支援センターが責任を持つということになるんだというふうに理解しました。

ますますその包括支援センターの業務というのが、一部委託しても、先ほどもありましたけれども、これから、権利擁護の問題やさまざまな業務が出てくるかと思えます。そういった面では、今の人員の状況で果たして本当にこなしていけるのかどうか、その辺が非常に心配されるわけです。今後の状況も注意深く注目をしておきたいと思っておりますけれども、必要ならば人員をふやして、きちんとした対応ができるような、そして、包括的に要支援、それから、介護の業務ができるような状況として人員をふやすということも考えていかなければならないなというふうに感じております。

その点、ちょっとトータル的に、今、部長、助役の方から、その包括支援センターの今の状況と、それから人員の状況と今後の人員増の問題等を含めて、お考えをもしお聞かせいただけたらお願いいたします。

それと、ペアレンツ・プログラムについてはご説明いただきましてわかりました。定員が10名ということで、非常に先進的な取り組みということで厚労省からも認められて、補助金も得られたと。専門分野のファシリテーターさんの報酬への補助金もつくということなんですけれども、恐らく、いろいろな悩みを持っておられる方がたくさんいらっしゃる

思います。このプログラム、10名という定員が、現状で少ないのか多いのか、もっとふやしたら、もっと本当は応募者が多くて、今定員いっぱいですということでお断りされているような状況であれば、ふやしていくということも考えなければならぬのかなと思ったりするわけですが、その点だけ、今の応募の状況と、それから、今後もふやすべきだと思うんですけども、その点の考え方、最後にちょっとお聞かせください。

後期高齢者については、法律によって、都道府県ごとに広域連合をつくるということになってきますので、なかなか市町村ごとが脱退をして、後期高齢者の方の医療をどうしていくのかということは、現実問題としては非常に難しい問題があるかと思えます。

一方で、地域によって、それから、自治体によって、それから、今までの医療の窓口の歴史なども含めて、同じ大阪府といえどもいろいろ実情が違うというのがあると思うわけです。

今までですと、摂津市の方でしたら摂津市の窓口に来て、いつもの担当の職員さんが来て、顔を会わせて自分の思いをぶつけられる。それに対して、きちんと、すべて言った要望が全部返ってくるかどうかは別にしても、やはりそこで意思の疎通やコミュニケーションというのがとられてきたかと思えます。この後期高齢者医療の広域連合になってきますと、その窓口が遠くの方になっていってしまうのではないかというふうな非常に不安もありまして、負担金はどんどんと出てくる、しかし、地域の思い、それから住民の思いというのは届かない、しかし、そこからは脱退はできないというような状況で、しかも、後期高齢者の方々の給付費がふえれば、広域連合には独自の財

源というのがありませんから市の負担、そして、同時に高齢者の方々の保険料へもう直接はね返ってくるという問題もあるかと思うんです。そういう点からいくと、やはりこの後期高齢者医療の広域連合というものの自体、非常に問題のあるものであるというふうに改めて思わざるを得ません。

そういう点からも、後から条例について、もう少し規約の中身についてはお聞きしたいと思えますけれども、私、そういう思いを持っているという意見を表明しておきたいと思えます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 MY TREE ペアレンツ・プログラムへの応募の状況でございますけれども、平成17年度は9名で、10名には満たなかったという状況でございます。平成18年度につきましては、14名の方のご応募があったということでございますけれども、お一人おひとり面接をさせていただくわけですけれども、その中で、マイトリーのプログラムというよりも、ほかの問題を抱えておられるのではないかという方がお一人、それから、同じところに通っておられて、ふだんの生活の中で顔を会わせる機会があるという方がいらっしゃったということで、そういう場合には、やはりマイトリーのプログラム自体が、周りへの秘密というところが非常に強い性格を持ちますので、生活で絶えず顔を会わせる方というのは、できるだけ同じ場に参加しないというふうなこともなっていますので、お一人の方につきましては違った形で対応していくということになりまして、もう一人につきましては、実際、プログラムを始めるまでにちょっと都合が悪くなられたということで、11名でプログラムを開始しているとい

うふうな状況でございます。

このプログラムの人数ですとか回数ですとか、そういうことのお話だと思っんですけれども、グループでお互いに自分のことを語り合いながら、自分を見詰め直しながら、自分の子どもへの対応に気づいていくという、そういう過程を通じていくプログラムでありますので、余りにも多い人数で行いますと効果が得られないということもありまして、10名ぐらいというふうになっております。

これを、年間の、今1回だけ開催しておりますけれども、この回数をふやすということになりますと、非常に職員の負担も大きくなりますし、補助につきましても、単年度の補助でございますので、ファシリテーターをすべてよそからお願いをしてやっていくということができませんので、今のところは、もうこのままの形というふうに考えております。

○上村委員長 堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 この地域包括支援センターのあり方ということでございますけれども、これは、介護保険事業計画、これを17年度に策定したわけですが、その部分につきましてのあり方としまして、中学校区ごとがいいであろうというのが基本的な部分であったわけですが、本市におきましては市域がそんなに広くないというようなことがありまして、安威川以北、以南、1か所ずつで設置していこうかという話もございましたが、当面、どの程度の方がおられるのか、対象者となるのかということで、摂津市の方で1か所で設置していこうということに決定したわけでございます。

そして、今の状況の中で、やはり対象者がふえてくるということで、新たな職員を配置するということも考えておりますけれども、その人の確保につきまして

は、専門職ということでございまして、なかなか人の確保がままならないというのも現状でございます。そして、物理的な問題もございまして、これ以上、どれだけ職員が1階の部分で入れるのかと、物理的な問題もございまして、これから伸びがどれぐらいあるのかということも実際に今検証していかないかんですけれども、これはもう当初からご説明させていただいたように、3年後をめどに方向性を決めるということの説明させていただいておるわけですが、今の状況で、人の確保が、専門職であるがために難しいというのが第一の問題であろうと思っております。

そして、次期計画を策定するまでには、方向性もきっちりさせていきたいと考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 MY TREE ペアレンツ・プログラムの方はわかりました。ありがとうございます。

包括支援センターの業務の量と人員数ということ来说うと、非常にやっぱり困難な状況になってきているというふうに認識しています。今、部長からもご答弁がありましたが、中学校区ごとに、地域に密着したセンターということが一番ベターだというふうに思うわけですが、1か所で2圏域に分けて、当初は、人口何人に対して何か所ということで指針なども立てられていたかと思いますが、摂津市の状況から見ると、そういった数字から見ても、やっぱり一つのセンターで2圏域に分けて、二つの体制は組んでいるものの、やはり今のケアプランの増加であったり、今後や、ケアプラン以外の包括支援センターの業務、多岐にわたりますし、専門性を要する問題でありますから、やはりマンパワーというの

が欠かせないものだと思いますので、その点は、やはり次期と言わず、必要であれば、人員の確保も含めて、それから、庁内の中の研修も含めて、高めていただきたいというふうに思っておりますので、要望としておきます。

○上村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第69号及び議案第83号の審査を行います。

本2件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

山崎委員。

○山崎委員 まず、この議案第83号、税制の改正ということについてお伺いしたいと思います。

これは、後ほどの議案第80号と同じものだと思うんですけども、これは、いつの時点というか、私ちょっと調べてもろたら、前回の164回の国会、6月18日に終わった分で改正されたものだというふうにちょっと理解してよろしいんですか。

まず、それからお聞かせ願いたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 議案第83号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましてですが、これにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令、平成18年、政令第121号の施行に伴いますものでございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 だから、ことしの6月18

日に閉会した国会で改定された法律に基づくということよろしいですね。

それで、そうしますと、これ、この間の税源移譲、負担割合の変更ということで、税制が改変されてきたものと同時進行で、一括でやられてきているものだと思うんですけども、この税法上の方で言うと36条が削除されて、調整控除などがなくなっているということだと思うんですけども、この調整控除などを変更された部分で、この国民健康保険料の算定に影響が出るものかどうか、出るとしたら、幾らぐらい保険料の算定が変わってくるのかということがわかればお聞かせ願いたいと思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今回の改正により、保険料の算定に影響が出てくるのかどうかというご質問でございしますが、今回の改正による保険料の算定への影響というのは今のところございません。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 結構です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上委員 議案第69号の8ページのところなんですけれども、款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰出金と目2の保険基盤安定繰入金ということで、今回、補正額2,000万円強の補正がされているということなんですけれども、この中身についてお聞きしたいというふうに思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今回、補正をお願いしております一般会計繰入金と保険基盤安定繰入金についてでございますが、まず、一般会計繰入金の中の国保財政安定化支援事業の繰入金123万5,000円につきましては、国保の加入者のう

ち、高齢者の占める割合に応じて財政的な支援が行われるものでございまして、こちらの方が、一人当たりの医療費ということで、差額部分で算定されている部分がつきまして、4万5,000円に増加がありましたために、今回、補正をお願いしている部分でございます。

そして、保険基盤安定繰入金1,932万円の補正をお願いしている部分につきましては、これは、加入者の所得の基準に応じまして、7割、5割、2割の保険料の軽減という措置がとられておるわけですが、その部分につきまして、国、府、市からの財政補てんをいただくものでございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 この2,000万円の補正が組まれているということなんですけれども、今の国保財政安定化支援事業繰入金につきまして、高齢者の割合に応じて、その分で入ってきているということで、先ほども、4万1,000円から4万5,000円に増えたとお示ししていただきました。これ、今後の動向いうんですか、伸び率というか、その辺のもしお考え等があればお聞きしたいというふうに思います。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 この国保財政安定化支援事業、高齢者の加入割合に応じて一定の補助を受けているものでございます。

高齢者、75歳以上ということで、この部分につきまして、今後の見込みなんですけど、先ほど、一般会計の中でも若干議論がございました、平成20年度の後期高齢者医療制度等々の関連も出てきまして、それ以降の取り扱いについては、今の時点では、はっきりしたものが国か

らは示されていない状況でございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 摂津市におきましては、まだ高齢化率というものが、府下平均、また国平均にしても約5%近く低いというふうにお聞きしとるんですけども、こういった中で、そういう高齢化率が低いということで、他市に比べれば金額はちょっと低いのかなと、そういうふうにおっしゃるところなんですけれども、そういった中で、これは割合に応じてということなんで、どうのこうのということはないと思いますので、今後、しっかりとまた健全な運営というんですか、そういうものをお願いしたいというふうに思います。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第71号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 では、まず、後期高齢者医療広域連合ということが始まるということ中身についてお聞きしたいと思います。

これは、この6月14日に成立した、医療改悪と我々は呼んでますけれども、これ民主党さんも含めて反対をしたわけなんですけれども、高齢者の負担が広がるのではないかとということで、しかし、これは、まず、健康保険法に準ずる老人健康保険に含まれているということであると思うんですが、まずそこを確認したいと思いますが、お願いいたします。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 ご質問の件で

ございますけれども、新しく後期高齢者の医療の確保に関する法律というのができまして、それに基づいての制度というふうに認識いたしております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 先日、大阪の生活と健康を守る会という会が、大阪府当局と予算要望、交渉を持っておりまして、これが保険法に準ずる老健の中身であるという確認をさせていただいております。

ですから、この保険法というのが、福祉と社会保障の法律であるということが第1条でうたわれておりますので、これをしっかり認識してもらって、社会保障の点で、保険料の減免であるとか、福祉の扱いに準じて行っているものであるという認識を確認してもらったところなんです。

ですから、まず、この広域連合ができていく形で、我々、問題にしたいのは、まず、これ責任の所在なんです、最終的には厚生労働省が総括するということにはなるとは思うんですけれども、厚生労働省が決定をして、連合議会ができて、それが決定をして、府、市としては窓口として事業をするだけということでは、各自治体の自主性というか、物が言える場面がどうなっていくのかということが心配なわけです。

というのが、まず、議員定数の問題ですけれども、府下43自治体があります。この定数が20になっているということは、各自治体から、最低一人ぐらいは審議に参加できる形をするべきなんではないかと我々は思っているんですけれども、この点について、お考え方がもし示されているようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

それから、負担の軽減と減免についてお聞きしたいんですけれども、介護保険

では、減免のための三原則というのが国から持ち込まれてきてまして、免除制度が全くないと。繰り入れの制限が事実上持ち込まれてきておりまして、これと同様の扱いにこの医療もならないかという懸念があるわけですが、今、国保、老健の方では減免制度、先ほども補正予算にも出てましたけれども、7割減免とか2割減免とかいろいろあるわけですが、要件によって。これが広域連合になることで、自治体独自の減免ができなくなるんじゃないかと。その辺で、その連合に対して納付さえできれば、自治体によって高齢化率が異なったり、生活の実態とかいろいろあるわけですから、自治体独自の中で軽減策をつくっていくということは可能なかどうか、そういう考え方があるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

介護保険では、高齢化というか、介護にかかるところでそうでないところで保険料の負担が全然違ふとか、大変だとかというような今弊害がもう既に出ているわけですから、これが大阪府下全体で保険料10%を決めていくということになれば、実態に合わせてというか、実態に違って、摂津市は思ったよりも保険料が重くなってきていることも考えられるわけですから、そういった手だてをとっていくというお考えがあるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、11月に、全国の生活と健康を守る会で、介護保険の減免制度、この三原則に対する見解なども伺ってきておりまして、これでは、禁止事項ではないということで、できないとか、禁止されているとか、罰則があるとかいうことではないという認識は確認がとれていますし、それから、この三原則そのものも、見直しの検討もするという言質までとっ

てきておりますので、その辺も考えて、自主的な後期高齢者の医療の扱いというのを検討していただきたいと思っておりますので、お答えください。

○上村委員長 答えられる範囲で答えていただけますか。

登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 保険料の減免等につきましてのご質問かというふうに思っています。

減免につきましては、国民健康保険と同じ制度が設けられておりますけれども、独自の軽減についてでございますけれども、今度の後期高齢者の医療制度の保険料につきましては、今、国が示しております、あくまで試算ではございますけれども、原則75歳以上の方を対象とした制度でございますけれども、現行の国民健康保険におけます保険料に比べまして、制度当初につきましては、保険料が10%ということで、現在の国保の保険料につきましては、基本的に国保につきましては、50%が保険料で賄われているということになっておりますので、この後期高齢者の医療制度につきましては、あくまで保険料は10%ということで、当面につきましては、75歳以上の方につきましては、保険料については一部の方を除きまして、安くなるのではないかとというふうに言われております。

そういった状況も含めまして、現時点においては、市独自の軽減については考えておりません。

今後、制度の中身につきましても、含めて勉強してまいりたいというふうに考えております。

定数につきましては、広域連合の準備委員会の方から一応いただいております資料等を見ますと、9月末現在で、全国の都道府県の方に調査をされておしまし

て、議員定数につきまして、未定以外の回答をいただいた22団体中、議員定数につきまして、構成市町村数と同程度の数とするものが一応6団体、それから、構成市町村により少ない数とするものが16団体というふうになっているというふうにお聞きしております。

そういったことも含めまして、準備委員会の方では、定数を20名という形にされたというふうに聞いております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 先ほどご説明いただきまして、この広域連合で取り扱う予算規模が、75歳以上のお年寄りの、要するに健康状態というか、医療費の割合によって決まってくる。そうしますと、大阪府下全体で、極端な話、75歳以上の方の医療費が膨れ上がった場合は、摂津市では膨れ上がってなくても、摂津市の75歳以上の方の保険料10%が総額的には上がるということにもなるわけですよ。

先ほど、若干、これ国の試算では下がるということなんですけれども、ふえる方のケース、もし具体的に何か想定ありましたら、どういう方がふえるのか、お聞かせ願いたいと思うんです。

現行の保険料が非常に小さい方でも、要するにふえるということになるかと思うんですけれども、このふえた方の軽減と言え、生活実態に合った保険料というのをやっぱりしっかり考えていかなくはないと思うんです。

先ほどもお聞きしましたけれども、独自減免ができないというものであるのかどうか。これが、先ほど言ったように、法定の国保と同じような減免はできるということなんですけれども、独自減免が、この広域連合ができたがゆえにできないということになるのかならないのか、その辺、聞かせていただきたいと思っております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、保険料で、現行の国保に比べまして増額となると想定される方でございますけれども、今現在、いわゆる社会保険の被扶養者となっております方ですね、この方につきましては、現在、保険料が、個人としてはかかってくるおらないわけでございますけれども、これが、現在、国試算では、減免後の推計でございますが、約1,500円かかってくるというような数字が出ております。

それから、制度として減免ができるかできないかということについてでございますけれども、少しまだまだ不勉強でございますが、このあたりについてははっきりとしたお答えを申し上げることができませんので、現時点においてはちょっと、できるともあるいはできないともお答えしかねるところだと思いますけれども、基本的には、減免という形ではできないのではないかなというふうに考えておりますけれども、確定的ではございませんので、もう少し勉強させていただきたいと思っております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 先ほどもお話させていただきましたけれども、介護保険の方でも減免はできないこと、禁止されているというようなことはないというのは、厚労省の方でも確認させていただいておりますので、ぜひ研究の方を進めていただきたいと思います。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後1時 再開)

○上村委員長 再開します。

質疑のある方、質問をどうぞ。

村上委員。

○村上委員 今回、この後期高齢者の医療広域連合を設置ということで、協議の

件ということで上程はされているということなんですけれども、今後、これがもし平成20年に実施されると、市としてどういう業務が生じてくるのかということと、今、高齢者の医療の方の関係もあるんですけれども、所管がどういうふうになっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 平成20年4月から後期高齢者の医療制度が始まるわけでございますけれども、広域連合が設立するということで、医療給付や保険料の決定等につきましては広域連合が行う業務とされておりますけれども、保険料の徴収事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものにつきましては、広域連合の処理する事務から除外されておまして、これらの徴収の事務につきましては市町村の方の事務という形になっております。

被保険者の便益の増進に寄与するものとしての中身でございますけれども、各種の申請、届け出の受け付けや被保険者証の引き渡し等の窓口業務というふうに考えております。

それから、所管についてでございますけれども、今現在、20年4月から後期高齢者の医療制度につきまして、保健福祉部のどの部局で担当するかにつきましては、内部で検討している段階でございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 今後は、摂津市といたしましては、保険料の徴収から申請、そういった窓口業務として、摂津市としての業務があるということでございます。

そういった中、今回、件名に上がっております協議の件ということで、中身云々のことを言うことではないんですけれども、やっぱり行政として、この広域連合

の設置に対して何ができるのかなということで、その関連からお聞きしたところで、この連合の運営に関しまして、摂津市としてというんですか、我々議員として何ができるのかなというふうに思ったところで、質問させていただきました。

それと、国保の方から老健の方に拠出しているというような会計もあるんですけども、この国保への影響いうんですか、国保の保険料等とそれがどう変わっていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 先ほども申し上げましたが、後期高齢者医療制度につきましては、原則75歳以上の方を対象としておりまして、例えば、医療給付費が変わらないとしますと、そのうちの5割につきましては公費負担が継続されると。残り5割につきましては、老健制度のような拠出金にかわるような制度と、それから、10%の保険料という形になってまいりますけれども、健保等の被用者保険につきましては、現在、50%という拠出金が40%になるということで、恐らく負担は減ることだろうと思いますけれども、国保につきましては、その保険料10%部分につきましても、ほぼ国保に入っておられる方の保険料ということになりますし、その保険料そのものが、先ほど申し上げましたように、制度当初は若干安くなると言いますか、下がる方が多いかというふうに思いますので、後期高齢者医療制度だけをとりましたときに、国保にとりましては、確定的なことは言えませんが、少し負担がふえる可能性もございます。

しかし、今回の医療制度改革につきましては、前期高齢者と言いまして64歳から74歳までの方の保険の制度もでき

ておりまして、この部分につきまして、いわゆるこの該当者の方が国保に当然たくさん加入されておられるわけで、他の被用者保険との関係では非常に不公平が出るということで、この辺につきましても財政調整が行われるというふうにお聞きしておりますので、そういったことを含めたときに、今度の制度改革全般が国保にどのような影響を与えるかにつきましてははかり知れないところがございまして、確定的なことは、ちょっと現段階では申し上げられないというような状況でございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 国保の方については、今後しっかりとまた内容を精査していただいて、適正な運営をお願いしたいというふうに思うわけです。

先ほど、ちょっと保険の徴収ということを言われておりましたけれども、現実、もう社保の扶養に入っておられる方が、今回この後期高齢者の方に新たにまたふえてくるというふうに認識しておるんですけれども、そういう認識に立てば、この保険料の徴収というのは今まで以上に今度ふえてくるということで、例えば、もし未徴収とかいうことが出てくれば、再度、訪問とかいう形、納付の依頼の郵送、その辺の業務がふえてくるのかなというふうに思っておりますけれども、そのあたりについて、どういうふうにちょっと考えておられるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 今回の制度改革に伴いまして、これまでの老人保健制度にはなかった業務として、保険料の徴収の業務が出てくるということで、今、委員のご指摘のような形での業務がふえることが想定されます。

現在、既に国保あるいは介護保険等でも徴収業務がございますので、そういった業務と一体的な形で取り組めるかどうかも含めまして、効率的な形での業務が運営できるように、先ほどご質問がありました、担当課も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 先ほどの徴収の件もありますけれども、本当に、保険料も含めまして、適正なというか、市民にそう負担のかからないような形で、今後、業務の運営をお願いしたいと思います。

○上村委員長 ほかにありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 先ほど、ちょっとご答弁の中で、準備委員会ですね、これ、その準備委員会のメンバー言うか、どういう状況で準備委員会が開かれているのか、どういう構成で準備委員会が開かれているのか、お聞きしたいと思いますので、お願いします。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 広域連合の準備委員会につきましては、平成18年9月1日付で、市長会及び町村長会の役員市町村ということで、具体的には、貝塚市、枚方市、池田市、富田林市、寝屋川市、泉南市、大阪市、堺市、熊取町、豊能町、千早赤阪村の11市町村の首長で組織する、大阪府後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置し、これまで、広域連合設立に当たりましての課題整理や協議・調整を進めてきているところでございます。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これ、規約案という形になつとるんで、この内容に関しては、まだ変更できる余地があるわけですよ、当然、案という形になってきたら。例えば、こ

の定数20人という形ですけれども、先ほど、いろいろ質問の中で、やっぱりそれぞれの市町村の状況というのはあるわけであって、我々議員としたら、各市町村から一人ずつ上げていただいて、その中で、それぞれの事情を踏まえた中での話し合いをされるということが、一番僕はベストじゃないかというふうに思いますので、そのことに関して、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 先ほど、議員定数の問題につきましてはご質問がありまして、我々といたしましては、広域連合の方から、先ほどご答弁申し上げましたように、9月末現在で、全国都道府県でどのような状況になっているかという調査の実態と、それから、議会の議員定数につきましては、広域連合といたしましては、行財政改革を推し進めています市町村が設立主体であることから、効率的な組織で運営することが求められていると。

それから、議会の規模につきましても、効率的で、かつ実質的な審議を行うための適正な規模が望ましいということで、勘案した結果、20名という人数になったというふうに報告をいただいておりますけれども、その20名につきましても具体的な根拠という形では聞いておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 何をもって効率的なのか、僕は意味がちょっとわからないですね。

こういう問題は、先ほども言いましたように、各市町村のそれぞれの事情があるんです。やっぱり高齢化が進んだ市町村もあるし、また、若い市町村もあるわけですから、当然、20人というその

人数の出し方とか、そういうことも非常に、これ難しい問題も出てくると思うんです。

そういう点から考えましたら、各市町村からの代表を1名なり出していただいて、そこで十分議論することが、効率より議論することが僕は大切なように思うんですけれども、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 今、渡辺委員からご指摘がありました、議員の定数としまして、各市、最低1名ですね、そういった形で選ばれるべきではないかと、こういったご意見があるということにつきましては、広域連合の会議の中でも、広域連合準備委員会からのご説明の中でも、そうしたご意見があるということについては、十分認識はしているけれども、先ほど申し上げました、いろいろな点を検討した結果、それから、先ほどの、全国的な調査も含めまして、大阪府といたしましてはその20名という形で対応してまいりたいというご説明をいただいております。

まさに渡辺委員おっしゃいますように、それぞれの市の状況がございますので、各市町村の方から、やっぱり最低1名は選ばれるべきではないかというご意見もございました。そういった意見が準備委員会の場でも述べられておりますけれども、最終的には、準備委員会の原案どおりという形で提案をされたという経過もございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これは、あくまで案ですよ。案ということは、これは議論の中で変更もやっぱり考えられるわけであって、こうなりましたので、こういうふうにお

願いますだけでは、これはあかんと思うんです。これ、多分、どこの議会においても、何で20人や、それぞれの市の代表が出て、そこで発言すべきやというふうな、僕がこういうふうにする質問が大概出ると思うんです。

例えば、これ、統一地方選挙で、選挙の絡みもあるわけですね。それから、また、今言うたように、さまざまな議員の立場があるわけであって、そこで20人というのは、非常に、私としたら、その内容の議論がどういうふうにしたのかというのが非常に私は興味があるんです。

だから、何かこのままで、こうなりましたから、皆さん、賛成してください。こうなったからというような一つのね、それやったら、これ(案)いうことをつけなかったらええわけで。

ほかのことに關しては、そりゃそれなりにきちっと理由はあるけれども、代表として行って、そこでいろいろな発言して、そのことが一つの決まり事を決めていくというのは、ごっつい重たいもんですよ、これ、はっきり言うて。

だから、そういう意味から、私どうも理解できないんですよ。ほなら、よその都道府県も、そう20人になつとるなら、人口割合もありますやんか、いろいろと、市町村の数もありますでしょ。そういうことから考えたら、なぜ20人になったという根拠が、非常に、僕は、理由が希薄と思うんですけれども。

その点について、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○上村委員長 これ、登阪参事、その20人の根拠ということについて、実際、登阪参事がかかわっていたことではないだろうし、そのことで答弁ができにくいようです。

暫時休憩します。

(午後1時14分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○上村委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺委員 この案に関して、私自身はやっぱり非常に腑に落ちないところがたくさんあるんですけども、ただ、私が言いました一つの質問の中で、可能か不可能か、そりゃわかりませんが、きちっとそういう立場において、理事者側がそれなりの、準備委員会なり、今後、我々の意見をしっかりと述べていただくことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 一般会計の補正予算の方でも質問をさせていただきましたけれども、この後期高齢者医療制度は、さきの国会で、さまざまな医療制度の改定の中の一つとして、平成20年、2008年の4月からスタートするというものであります。

私たちは、この後期高齢者医療の広域連合の医療制度については、75歳以上のすべての方が、既存の今入っておられる国民健康保険とか健保組合とか政管健保から完全に切り離して、75歳以上の方だけの医療保険制度をつくるということで、先ほどもご答弁されていましたが、家族に扶養されていて、収入がないと。しかも、今まで医療保険料の負担がなかった方に対しても、介護保険と同じように、一定の年金をもらっている方、具体的には年間18万円といわれていますけれども、その年金から、すべての75歳以上の方から天引きをしていくと、もしくは普通徴収をしていくという制度で、保険料は、当面は今までよりは安くなるとご説明もありましたけれども、全

く負担のなかった、負担能力のない方からも保険料をとっていく制度として、非常に問題のある制度だということは、まず最初に申し上げておきながら質問をしておきたいと思うんですけども。

国の方の試算では、今回の後期高齢者医療制度の対象者、75歳以上のすべての方と、65歳から74歳までの方で寝たきりなど一定の条件の方、1,300万人と言われていますが、摂津市の対象者はどのぐらいを見込んでおられるのか。

それから、先ほども答弁もいただいたかと思うんですけども、改めて、今まで保険料の負担がなかった方が、新たに保険料負担となる方は大体どのぐらいいらっしゃる見込みなのか。それから、特別徴収となる方、今申し上げました、年金18万円以上の方で天引きとなる方というのはどのぐらい、国の方のいろいろな報道ですとか資料を見てみますと、全体の8割ぐらいというふうに報道されていたりするんですけども、摂津市では、保険料徴収、特別徴収となる方はどのぐらいいて、どのぐらいの割合になるのかということ、現状をちょっとお聞かせをいただけたらと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、後期高齢者医療制度の対象者の方の人数でございますけれども、今回の後期高齢者医療制度につきましては、給付内容とか対象者につきましては、今の老健制度と変更ございませんので、現在の老健の制度の対象の方が、そのままほぼ後期高齢者の医療制度の方へ移行するのではないかなというふうに考えております。大体、現行では5,500人程度というふうに考えております。

それから、特別徴収となる方がどのぐらいいらっしゃるかというご質問でござ

いますけれども、ちょっと現時点では具体的な数字を把握しておりません。恐らく、委員ご指摘のような割合の方が対象となるだろうというふうには認識しておりますけれども、申しわけございませんが、ちょっと具体的な人数についてはまだ把握しておりません。

それから、社保からの被扶養者の方の人数でございますけれども、平成18年8月1日現在の老人保健対象者のうちの社会保険加入者については784名というふうになっております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 5,500人の老健加入者の方が、そのままこの後期高齢者医療の方に移行するということでもあります。

保険料についても、今、社会保険に加入されておられる方が784人。国保の中で直接加入者となっておられる方もいらっしゃると思いますから、もう少し人数は減るのかなと思います。

しかし、700人ほどの方々が、今まで家族に扶養されていて、支払い能力のない方で、払ってらっしゃらなかった方が、新たにこの後期高齢者医療の保険料として、年金の天引き、もしくは納付書が送られてきて、支払いをしていかなければいけないということで、また、新たに75歳過ぎてからの負担が大きくふえていくということになると思います。

この問題ですけれども、完全に独立した医療保険制度になりますから、医療給付が伸びてくれば、その伸びた分というのは、一体どこに転嫁されていくのか。ちょっとその辺の仕組みを、後期高齢者医療広域連合の財源部分ですね、予算部分ですね、どこになっていくのか、ちょっとそれも教えてください。

それから、医療保険料ですから、国保でも負担に耐えられずに、払いたくても

払えないという滞納の方がたくさんいらっしゃる。それから、介護保険も、特別徴収の方はほぼ入っておりますけれども、普通徴収の方の滞納も徐々にふえてきていると、決算からも明らかになってきています。

それから、特別徴収で年金から天引きされている方でも、保険料は払えますけれども、少ない額の、年間18万円の年金ですから、一月でいきますと1万5,000円の年金から介護保険料が天引きされているわけですがけれども、利用料が払えなくて、もしくは医療負担が負担できなくて、受診抑制というものもどんどんふえてきているわけで、今後、75歳以上の方々の後期高齢者医療の保険料負担についての滞納というような問題も、これ出てこざるを得ない問題だと思うわけです。

法律の方を見てもみると、国保と同じように短期被保険証であったりとか、被保険者資格証明書の発行であるなどがあるわけです。こうなると、今、摂津市の場合ですと、もちろん、さまざまな自治体の事情に応じて、それから、その議論の歴史なども含めて、それから、市の姿勢に応じて、短期証の発行、資格証明書、もちろん要綱に基づいてやっておられるかと思っておりますけれども、窓口で相談の方が来られて、対面して、納付相談をしながら保険料を納めていただく努力をいただいているわけですが、こういったものが後期高齢者医療広域連合という形になってきたら、一体どこがどういうふうな対応をしていくのか、責任を持った対応がとれるのか、その点をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、1点目の、

医療給付費そのものが伸びた場合ということでございますけれども、今回の後期高齢者医療制度につきましては、医療給付費全体の中の50%につきましては、引き続き公費で見ていくというふうに言っております。

それと、残り10%が保険料で、拠出金にかわります制度が40%ということで、これが、全体的にももちろん給付費としてふえれば、その割合に応じて伸びていくということになるかというふうに思っております。

それと、あと保険料につきましては、この制度ができましたことによりまして、いわゆる、基本的には75歳以上の方と、それから、それ以外の支える世代と申しますか、そういった、いわゆる少子高齢化の進捗状況にあわせまして、保険料についても見直していくと言いますか、少子高齢化が進めば、それが保険料の方にも反映をされていくというふうな仕組みになっておりますので、保険料が全体の中での比率がふえてくるということについては想定されるということだというふうに考えております。

それから、滞納のことにつきましては、ご指摘のことも踏まえまして、今後、市としてのいろいろな対応を考えてまいらなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、いわゆる徴収事務等につきましては市町村の事務となりますので、先ほどご指摘のありました点につきましては、市町村の方でその対応を考えていかなければならない。場合によっては、条例等、これについても、条例につきましても、まだどこまで市町村の条例で規定をしていくかについては、まだいろいろ国の方からも明らかにされておりませんが、そういったことも含めまして検討し

ていかなければならないというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 独立した医療保険制度になるわけですから、医療給付がふえれば、割合に従って後期高齢者の方々への保険料というのが自然と上がってくるということにならざるを得ないわけです。

今回の後期高齢者医療制度の中で、もう一つ大きな問題だと思うのは、診療報酬についても、ほかの世代とは別個に診療報酬を設定していくんだと。後期高齢者の状況に応じたような診療報酬。いわば、保険医療給付を抑制するために、後期高齢者の方々の診療報酬は別立てで、現役世代、若い世代とは別個に低く設定していくというようなことも考えられるわけです。

医療給付を抑えるために、診療報酬を低くするのか、そうなりますと、医療機関にとってみても、これ、経営状況にもかかわってくる問題で、そうすると、後期高齢者の方々が医療機関から排除されたりとかおざなりにされるという、今も、老人病院等々いろいろな問題が起きておりますけれども、そういったことにもつながりかねない問題だと思うんです。

診療報酬給付削減が困るのであれば、そしたらもう保険料上げますか。保険料上げるの嫌でしたら診療報酬引き下げます。介護保険と似たような形で、どちらも選択できないような究極な選択を強いてきている制度だということも、本当に浮き彫りになってきているんだというふうに思うわけですが、こういった制度だからこそ、徴収業務、資格証明書、短期証等のお話もありましたけれども、後期高齢者の方々の声とか、それから、住民の意思であるとか、意見とかいうものが、その後期高齢者広域連合の運営に

しっかり反映されるような仕組みがないと、先ほどからも議論がありましたけれども、我々市町村議会の議員でもどこにぶつけていったいいのかわからないというような状況、今現在、スタート前の段階ですからそうかもしれませんけれども、なれない状況で、直接のその75歳以上の対象の方々から、そういう方々を養っておられる家族の方々、そういった方々が、思いをそれに反映させていくということがどこに持っていったいいのかわからない。市役所に来て、いや、これは国の制度ですから、広域連合の仕事ですから、これは決まり事で、市では何ともというような返事しかできないということであれば、これはもう高齢者の命と健康を守るという制度では、非常に不十分きわまりないことになると思うわけなんです。

そういう意味では、この後期高齢者の広域連合の規約案の中に、どこに市民の声や住民の声を反映するような仕組みが設けられているのか。

それから、さっき、定員が20名ということのお話がありましたけれども、各市町村から1名と私も要望しますが、仮に20名ということであれば、その議会でやられたことが、それぞれの市町村議会、それから市町村に対してきちんと報告されて、その報告に対して議会からの意見を上げて、それを答えるようなやりとりができるような、そういったものがきちんとないといけないと思うんですが、その辺の保障はどうなっているのかどうか。

また、これからの議論になってくるのかもしれませんが、広域連合議会での傍聴であったり、これは議会の規則になってくるのかもしれませんが、それから、広域連合の執行機関の情報公開の

ことであるとか、それから、請願権の問題ですね。大阪府民、市民が、広域連合に対してこうしてほしいという思いを届ける請願権の問題等は保障されるのかどうか、その点はどうなっているのか。

それから、今お話ありましたけれども、今後、市町村の条例を制定していかねなければいけないというような話がありましたが、今後、規約だけでなく、この広域連合を運営していく上で、それから、予算案の審議等ありますけれども、こういう点で、どこでどのように決められていくのか。11市町村の代表の準備委員会でやられて、今回のように案はつくるけれども、なかなか議論する場がなくて、これでいきますというような話になってしまうのかどうか。その点の今後についてちょっとお聞かせください。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 広域連合で議論する中身につきまして、どこまで市民の方に情報が明らかになって、そして、いろいろなご意見を広域連合の取り組みの中に反映できるかというご質問だったというふうに思います。

規約につきましては、具体的にそういった形で掲げているところはございませんが、我々もまだまだ不勉強なところがございまして、広域連合の方で広域計画というのを作成しなければならないという形になっておりまして、恐らく、この中で、当然、広域連合が行う業務あるいは関係市町村が行う事務に関することということが出ております。こういった中で、当然、市町村の意見なり、また、それを踏まえた、その背景となります住民の方の意見等を申し上げるような機会があるのではないかとというふうに我々は一応考えております。

また、先ほどから言っておりますよう

に、具体的には、その広域連合の、今現在は準備委員会でございますけれども、そういった行政レベルの会議とか、あるいは全体会議とか、あるいはそういったブロック別で行われる協議の場等で、市サイドからいたしますと、市民の方のそういった声を踏まえた形での意見具申等を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、請願権につきましては、ちょっと我々もまだ不勉強でございますので、こういったような形が、どういう形で、今後、仕組みがあるのかについて、また勉強させていただきたいと思っております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 なかなか見えない、本当に新しいと言いますか、今までにない形の広域連合ということで、国の法律でスタート地点を決められて、この間の障害者自立支援法や介護保険の問題等々でもそうでしたけれども、準備のゴールの方が決められていまして、本来ですと、地方自治の時代なのに、地方自治を踏みつぶすような形で、こうしなさいと、これにあわせた鑄型の中でやりなさいというような形で、結局一番しわ寄せになるのが後期高齢者の方々であったり、後期高齢者の方々をこれから支えていく現役の世代だということだと僕は思うわけなんです。

市民の声、後期高齢者の方々の声、それから、地方自治体の思いや議会の思い、それから、これまで培ってきたそれぞれの地域性を生かした取り組み等々が、広域連合によって、広域連合になりますと、広域連合の執行機関は赤字をつくらないように運営をしなきゃいけないということになりますから、そうすると、そういった個別の対応ができなくなる。国は調整交付金等々で縛りをかけながら、国の関

与というのは非常に強くなってくるのではないかなというふうな心配もされるわけで、やっぱりこの規約が提案されてきて、これからいよいよスタートするというようなときであれば、やっぱりいろいろな問題を抱えていても、少なくとも市民の声や住民の声が届けられて、それが反映できるような仕組みというのは絶対必要だと思いますし、各議会へ報告して、意見を求めるというような機会というのは必ず必要だと思います。

そういう意味では、これから摂津市も執行機関の一員になっていくわけですので、執行機関に入ってしまったからではなくて、今の段階から、そういう議会の声をきちんと届けて、それを反映させる努力というのをぜひやっていただきたい。これも要望と言いますか、ぜひやってほしいということと言えます。

先ほどもありましたけれども、各地方自治体、市町村ができることというのもぜひ研究をしていただきながら、それから、三島圏域になるんでしょうか、北摂圏域になるんでしょうか、の中でも、ぜひ意見を合わせていただいて、広域連合、他府県では、すべての自治体数の議員をやっているところも現にあるわけですから、そういったものを含めて、やっぱり強くこう、これができ上がりというのではなくて、変えられるということで取り組んでいただけたらと思っております。

言いようがないんですけども、もう強い要望としてしておきます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時49分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質問のある方、どうぞ。

山崎委員。

○山崎委員 この障害児童センターの条例を改正するという中身について、使用者の負担を軽減していくという措置を考えているということでご伺っておりまして、もうそれは大いにやっていただきたいと思うんですけども、今、この国の制度のままでは、障害者の方は、1割ほどずっと自己負担していかなくてはならないという制度が導入されておりますので、これはもう障害者の方々にとっては大変な制度ですから、応益負担という考え方は、もうぜひとも国に反対をしていただきたいと思うんです。

そういう意味で、摂津市自体が軽減措置をとっていくということは賛成なんですけど、これが、国の制度が変わらない限り、市が負担していかなくてはならないということにもなりますので、持続可能かどうか、そういったお考え方はできているのかどうか、この辺もちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 障害児童センターの知的障害児通園施設の利用者負担の軽減策についてでございますけれども、条例にもありますように、とりあえず、現行のこの軽減措置につきましては、平成21年3月末まで、平成20年度までと考えております。

その理由につきましては、一つは、さきの9月の議会で上程させていただきました、いわゆる大人の障害者の方の軽減措置につきましても、平成18年度から20年度までの軽減措置をさせていただいておりますので、それと合わささせていただいたということと、まだはっきりは

いたしませんけれども、恐らくここ数年間の間で、この障害児施設につきましても、何らかの形で国の方の制度が改められるということが想定されますので、一定そういったこともらんで平成20年度までとさせていただいておりますけれども、内容につきましては、今後も市としましては継続してまいりたいというような内容でございますので、できる限りそういったことができますように努めてまいりたい。20年度以降も、もし制度が変わらなければ、引き続き継続できるようには努めてまいりたいというふうには考えております。

○上村委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上委員 この障害児童センターの条例を一部改正する件ということで、この3項に書いてあるんですけども、当該同一の月における使用料の額は、当該市長が別に定める額とするということが書いてあります。

別に定める額というものを、どういう形で公表を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 現在、法規担当部局と調整をいたしておりますけれども、現時点におきましては、告示という形で周知を図ってまいりたいというふうを考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 告示ということは、告示の書面にのみ掲載という形になろうかと思うんですけども、この辺、例えば、広報せつとか、そういう市民へ広く周知というんですかね、そういうのをできないのか、再度ちょっとお尋ねしたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 先ほどご答弁申し上げましたのは、あくまで法的にやらなければならないということで、一応、告示という形をとらせていただきますけれども、また、市広報等、市民に広く周知するという方向につきましては、広報等でもまた検討してまいりたいと考えております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 やっぱりこういう市民に対して助成というんですか、という面で、やっぱり広く市民の方に知らせるべきが行政の役目だろうというふうに思いますので、それ、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の条例等ではないんですけれども、ちょっと市民の意見ということで、今、障害児童センターという名前にはなっておるんですけれども、障害児童という名称がちょっとひっかかるというか、違和感があるというご意見もございました。

例えば、障害発達支援センターとか、そういう形の名称にはならないのかと、そういうご意見もございましたので、この辺も含めて、今後、表現を今後検討していただきたいと。

これは要望とさせていただきます。

○上村委員長 ほかにございせんか。

安藤委員。

○安藤委員 自立支援法にかかわって、応益負担ということ、一定1割の負担が障害をっておられる方々や、お子さんの家族にかかってくる中で、独自の減免として、今回、このように独自減免を実施されることについては、非常に評価できることだというふうに思っています。

低所得1、2の方々、今までどおり、措置制度と変わらず利用料は必要ないということでもあります。近隣の都市と比べ

て、今回の措置というのはどういうところにあるのか、その点を教えていただきたい。

それから、その利用負担、今回の限度額について、市長が別に定めるといふうにあります、今後、定めた金額についての変更であったり、もしくは廃止ということ、我々は望みませんが、改廃の場合についての議会の関与というのはどのようになるのか、その点を教えてください。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、各市の軽減措置の状況でございますが、一応、手元の方に、北摂7市、摂津市を除きますと、北摂6市の軽減の状況を把握しております。

まず、箕面市は、こうした知的障害児の該当施設がないという、他の5市になりますが、大きく二つに分かれておまして、一つは、いわゆる定率負担1割の部分についても独自の軽減措置を設けると、その部分につきましては国基準どおりとして、あと、食費の部分について軽減措置を設けると、この大きく二つに分かれるかと思っております。

前者につきましては、高槻市、吹田市、池田市が、定率負担を含めた軽減措置をとっております。

茨木市と豊中市については、定率負担については、一応、国基準どおりという形と聞いております。

高槻市、吹田市、池田市の3市が、定率負担を含めまして軽減措置をされておりますけれども、その中身につきましては、各市いろいろな形で軽減措置をされておまして、摂津市のような形での軽減措置をやられているところはございません。

したがって、実際に通ってきてお

られる方の所得状況によりまして、かなり、どれだけ市の持ち出しといたしますか、負担がふえているかについては変わってまいります。ただ、我々が一応いろいろケースを考えて、いろいろ試算をした段階では、摂津市の中身につきましては、ほぼその3市の中でも、決して飛び抜けてトップというわけではございませんけれども、決して劣るものではないというふうに理解をいたしております。

それから、今後の議会の関与の範囲でございますけれども、先ほども申し上げましたように、条例で3年間という期限を切っておりますので、その3年後のときには、何らかの形でこの条例をまた、当然、変更の場合はそうでございますし、また、廃止する場合につきましては、当然、条例の形で上げなければなりませんので、そのときは、当然、議会のご審議をいただくことになると思います。

ただ、いわゆる市長が別に定める額ということで、額の変更になる場合につきましては、毎年の予算の中で、当然、利用者負担金の項目がございますので、その中で審議をしていただくことになるかというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 わかりました。独自の減免を各自治体がやる動きがどんどん進んでいく中で、国の方も、この障害者自立支援の問題について、1割負担の問題、さまざまな問題、矛盾が噴き出して、ちょっと見直しの方向になっている。さっきもご答弁がありました。やはり自治体で頑張っていて、国に対して物を言っていく、そういったことは非常に大事だと思いますので、今後とも、この障害者自立支援にかかわらず、可能な限りの、市民の暮らしを守る分野で知恵と工夫を果たしていただきたいと思っております。

それから、市長が定める額、この減免の使用料の額についても、市民の願いで増額してほしいというようなことに対しても、または、仮に減らすというような場合においても、きちんとした市民や議会への報告と言いますか、相談等を、議論をなしに乱暴にすることのないように要望して、終わりたいと思っております。

○上村委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時1分 休憩)

(午後2時2分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第80号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時3分 休憩)

(午後2時5分 再開)

○上村委員長 再開します。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第68号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第71号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後2時7分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 安藤 薫